

生活困窮者就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業業務委託に関する 優先交渉権者選定にかかる公募型プロポーザル募集要項

豊中市における生活困窮者又は生活保護受給者（以下「生活困窮者等」という）を対象に、生活困窮者就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業を下記の通り実施するにあたり、その受託者の選定について、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

記

1. 業務概要

(1) 事業の目的・趣旨

就労経験の少ない又は離職後長期間を経過した生活困窮者等の中には、就労の見込みがあっても、単に就職に必要な専門的スキル・知識が不十分なだけでなく、生活習慣上問題を抱えている場合や、対人能力、社会適応能力等の点で改善が必要な場合が少なからず見られる。

本事業は、生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者等に対して、一般就労に必要な基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものである。

支援対象者は、自立相談支援機関（豊中市くらし再建パーソナルサポートセンター）におけるアセスメント及び自立支援計画の作成プロセスのなかで、直ちに一般就労に就くことが困難な者のうち、一般就労に向けた準備（訓練）が必要であると判断され、支援決定を受けた者が対象であり、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターが作成した自立支援計画に沿って、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援するものである。

なお、本事業は、生活自立支援、社会自立支援、就労自立支援を一体的に行う訓練として位置付けられ、事業実施機関（受託事業者）と支援対象者とは雇用契約の関係にはないものである。

(2) 事業内容・予算

事業番号	事業名・事業概要	予算上限額
1	<u>生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業「居場所等生活再生支援」</u> 生活困窮者等を対象に、支援者等に守られた環境の中で、実習生同士の相互交流の場等の居場所を提供し、実習プログラムを実施するものである。本事業は、専用に設置する居場所において、実施するものである。	合計額：25,909,089 円（税抜） 令和7年度：8,636,363 円（税抜） 令和8年度：8,636,363 円（税抜） 令和9年度：8,636,363 円（税抜）

2	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業「軽作業就業等体験事業」 生活困窮者等を対象に、軽作業（*1）等就業体験の現場において、職業体験・訓練等を行う。 *1：紙箱等比較的単純な製品の組立て、仕分け、梱包、清掃などの軽易な作業で、就労経験がほとんど無い者でも支援者の指導があれば作業可能な業務	合計額：8,181,816 円（税抜） 令和 7 年度：2,727,272 円（税抜） 令和 8 年度：2,727,272 円（税抜） 令和 9 年度：2,727,272 円（税抜）
3	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業「手作業等就業体験事業」 生活困窮者等を対象に、手作業等就業体験の現場において、手加工等を伴う内職を中心とした簡易な作業の職業体験・訓練等を行う。	令和 7 年度：2,727,272 円（税抜）
4	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業「接客販売等体験事業」 生活困窮者等を対象に、接客販売等就業体験の現場において、開店準備（清掃、品出し、値付、ディスプレイ等）、手作業、書類作成、レジ業務、接客等の職業体験・訓練等を行う。	令和 7 年度：2,727,272 円（税抜）
5	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業「食品関連業務等体験事業」 生活困窮者等を対象に、食品関連業務等体験の現場において、調理、調理補助、食品加工、準備（計量、仕分け、消耗品の準備を含む）や片付け（食器、調理器具の洗浄等を含む）等の職業体験・訓練等を行う。	令和 7 年度：2,318,181 円（税抜）
6	生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業「介護施設の仕事等体験事業」 生活困窮者等を対象に、介護事業者等就業体験の現場において、清掃、調理補助、配膳、介護補助、事務作業等の職業体験・訓練等を行う。	令和 7 年度：2,727,272 円（税抜）

※予算上限額には、消費税及び地方消費税は含まない。

※各事業概要の詳細については、別紙「令和 7 年度生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業委託業務仕様書」を参照すること。

（3）業務期間

○事業番号「1」「2」は、契約締結日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日迄とする

この業務は、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約を予定しているため、令和 8 年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があったときは、契約を変更又は解除する可能性がある。

○事業番号「1」「2」以外は、契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日迄とする。

本業務は、支援者と支援対象者の関係性や支援内容の継続性が重要であることから、委託業務の履行状況及び支援実績、事業の実施内容やその効果の検討結果等をふまえ最長で令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで契約を更新する場合がある。なお、契約更新

する場合であっても、支援実績その他の状況をふまえて契約金額は毎年度見直す。

2. 応募（参加）資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす者とする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という）は、全ての構成事業者（以下「構成員」という）が当該要件を満たすこととする。

なお、企画提案書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

（資格要件）

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （２）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- （４）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- （５）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- （６）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （７）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （８）労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- （９）共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体事業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないこと。
- （１０）市の業者登録については、プロポーザルの実施時点では登録がなくてもよいこととするが、優先交渉権者となった場合には、契約締結までに登録を行うものとする。
なお、共同事業体にあたっては、全ての構成員について契約締結までに同登録を行うものとする。

3. 日程

- | | |
|---------------------------------------|----------------------------|
| （１）募集要項等の公表 | 令和7年（2025年）1月9日（木） |
| （２）質問事項の締切 | 令和7年（2025年）1月17日（金）正午必着 |
| ※質問はメールで受付け、回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。 | |
| （３）質問事項への回答 | 令和7年（2025年）1月24日（金） |
| （４）応募書類提出期限 | 令和7年（2025年）2月5日（水）15時00分必着 |

- (5) 第一次審査（書類審査） 令和 7 年(2025 年)2 月 12 日（水）までに実施
 ※ 1 事業に対し応募事業者が 3 者以上あった場合のみ実施します。
- (6) 第二次審査（プレゼンテーション審査） 令和 7 年(2025 年)2 月 19 日（水）午前
 令和 7 年(2025 年)2 月 20 日（木）午後
 ※当日の時間、場所等は、2 月 14 日までに通知します。
- (7) 結果通知予定日 令和 7 年(2025 年)2 月 26 日（水）頃
- (8) 委託契約の締結日 令和 7 年(2025 年)3 月下旬頃

4. 応募手続き等

(1) 提出書類の種類と部数

No.	様式名	様式
①	プロポーザル参加表明書【様式 1】 共同事業体結成届（【様式 1-②】共同事業体で応募する場合に提出） ※共同事業体結成における協定書等の写しを添付すること。 委任状（【様式 1-③】共同事業体で応募する場合に提出）	様式 1 様式 1-② 様式 1-③
②	業務提案書（実習内容、実習場所等を含む） ※実習場所については、平面図や写真など施設の状況がわかる書類を添付すること。 ※定員の詳細（受入れ時間、曜日、1 回あたりの受入れ人数等）を記載すること。	任意
③	見積書【様式 2】（税別で記載すること） ※事業番号「1」「2」は、令和 7 年度から令和 9 年度迄の総額及び各年度の金額がわかるように記載すること。 ※事業番号「1」「2」以外は令和 7 年度のみで可 内訳書【様式 2-②】（人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示すること。事業番号「1」「2」は年度毎に作成すること。）	様式 2 様式 2-②
④	関連業務等実績調書	様式 3
⑤	業務実施体制（担当者の資格、経験、実績含む）	任意
⑥	団体の概要	任意
⑦	直近 1 カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）	任意
⑧	入札参加停止措置等状況調書	様式 4

※ 正本 1 部、副本 4 部（副本は正本の複写可）及び提出書類の電子データ（すべて PDF 方式にすること）を格納した電子媒体（CD-ROM または DVD-R）とする。

※ 本事業の対象経費は、人件費及び実習に必要となる諸経費（報償費、印刷製本費、光熱水費、会議費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、事務用品費、消耗品費、備品購入費（単価 30 万円以上のものを除く）等。）とします。なお、労働安全衛生法及び労働基準法等、労働関係法令に準じて、支援対象者 1 人あたり適切な作業環境を確保するものとし、当該部分の賃借料についても対象経費と認める。

※ 当該事業以外の用途（他の補助事業や自主事業等）にも使用する共通的な経

費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。当該事業のみで使用することが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、経費の対象外とする。

- ※ 事業の再委託は原則禁止する（相談者の自立支援にとって最適な外部機関につながぐことを除く。この場合にあっては、相談者の同意を得ることを原則とする）。再委託を必要とする場合は、再委託が必要な理由と再委託内容が分かる資料を提出すること。

（２）提出期限

令和 7 年(2025 年)2 月 5 日（水）15 時 00 分必着

- ※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。ただし、応募書類に不備等が発見された場合は、補正を求める場合がある。

（３）提出方法

持参（土日祝及び時間外は受け付けない）、郵送・宅配便のいずれかとする。

- ※郵送・宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。

（４）提出先

豊中市市民協働部くらし支援課

（豊中市北桜塚 2-2-1 生活情報センターくらしかん）

（５）提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

5. 選定方法

（１）審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し、応募事業者数に応じて、書類審査並びにプレゼンテーション審査を行う。

応募事業者が3者以上あった場合のみ、事前に第一次審査（書類審査）を行い、上位2者を対象に第二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。

応募事業者が2者以下の場合は、書類審査は行わず、第二次審査から実施する。

第二次審査は、提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションを行い（２）評価項目の点数の合計に基づき、合議により優先交渉権者を決定する。ただし、審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、得点が同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ審査結果を確定する。

<第二次審査（プレゼンテーション審査）について>

①日時：令和7年(2025年)2月19日（水）午前

令和7年(2025年)2月20日（木）午後

※日時の詳細は、提案者に別途連絡する。

②発表時間：25分（各提案者につき15分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とする。）

③企画提案書の内容に変更がなければ、企画提案書を抜粋した資料やサンプル画面投影しての説明も可とする。ただし、説明時には企画提案書の何ページ記載されている事項かわかるように説明すること。

④プレゼンテーションは、本事業に携わる業務責任者又は担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

（2）評価項目

項目	配点	備考
提案内容	55 点	本業務に取り組む際の基本姿勢について
		本業務の企画、実施に関する提案内容及びその実現性について
		その他(実施上の課題及び課題を解決する提案等上記以外で貴者が提案したい事項)
実績	10 点	同様の事業の実績（平成 30 年度以降） 生活困窮者就労準備支援事業、被保護者就労準備支援事業の受託実績
		就労支援や雇用関連事業の受託実績（令和 2 年度以降）
		豊中市の無料職業紹介事業の利用実績及び障害者、女性、高齢者等の就労困難者等の採用実績等（令和 2 年度以降）。 就労訓練事業所認定の有無等。
支援体制	20 点	支援員の配置状況、支援員の経験等
見積金額	15 点	事業経費（費目ごとに積算根拠が適切に算出されているか）

※公募開始日から過去 3 年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点する。

（3）審査結果の通知

審査結果は、令和 7 年(2025 年)2 月 26 日（水）頃に郵送又は電話にて通知する。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業の受託を約するものではない。

（4）審査結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり。

・ 件名

- ・履行期間
- ・受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ・公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・審査委員会の構成）
- ・選定理由
- ・採点結果
- ・担当課
- ・その他（受託候補者と最優秀提案者とが異なる場合は、その理由）

※応募事業者が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

6. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案内容に虚偽の記載を行った場合
- (2) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（提出書類の追加や分割提出も認められません。）
- (4) 企画提案書受領から契約締結日の間に、豊中市から入札参加停止措置を受けた場合
- (5) プレゼンテーション審査に欠席した場合
- (6) 一団場で一事業につき複数の提案をしたとき
- (7) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (8) 見積金額が提案上限額を超えた場合
- (9) 他の提案者と応募提案の内容について相談を行ったとき
- (10) 選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- (11) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (12) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (13) その他、募集要項の内容に違反した場合

7. 契約について

- (1) 契約交渉は、最優秀提案者と行い、交渉が合意に至った後、企画提案書の提案内容を基に、豊中市と協議の上、業務内容等を確定し、その提案者と随意契約を締結する。なお、当該提案者との契約交渉が不調に終わった場合は、次点の提案者と契約交渉を開始する。
- (2) 契約保証金については、原則現金の納付によることとする。ただし、提案者について豊中市財務規則第110条の規定を適用できる場合、または提案者が同規則第120条で規定する有価証券のほか、市長が確実と認める金融機関の保証の提供をもって代える場合を除く。

＜契約保証金の納付をする場合＞

契約金額の100分の5に相当する額以上を豊中市に納めること。

＜履行保証保険の契約をする場合＞

契約金額の100分の5に相当する額以上を保証金額として、保険会社との間に豊中

市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

- (3) 契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、損害賠償を求めることがある。

8. 留意事項

- (1) 本企画提案に係る費用は、豊中市は一切負担しない。
- (2) 審査委員会の構成員、参加者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。また、異議申し立ては認めない。
- (3) 受託候補者が、「2 応募（参加）資格」で記載された資格を失った場合又は「6 提案者の失格」により失格となった場合は、次点獲得者を受託候補者としてすることがある。
- (4) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意すること。もし、これらの問題が生じて、豊中市は一切の責任を負わない。
- (5) 提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはない。
- (6) 企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）に定めるところにより、不開示情報を除き、公開される場合がある。
- (7) 審査結果後に本募集要項及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。また、審査結果に対しても異議を申し立てることはできない。

9. 事務局（問い合わせ先）

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1（生活情報センターくらしかん）

豊中市市民協働部くらし支援課 担当：佐々木、山内、野田

TEL 06-6858-6871 FAX 06-6858-5095

E-mail roukai@city.toyonaka.osaka.jp